

【出生】 令和2年度
 年間出生数：
 養育医療申請児数：
 低出生体重児数：

【医療機関】
 *「発達障がい児(者)の診療等を行っている医療機関リスト」(沖縄県発達障害者支援センター)

【乳幼児健康診査】 令和2年度

R2	年間実施回数	精神発達障害有所見率	保健相談要経過観察率	スクリーニング
乳児	16	0.2%	0.7%	保健師判断/医師判断/心理士判断/その他(保護者の訴え) 保護者の訴え/会場での観察/課題の実施
1歳児	9	4.7%	23.8%	
3歳児	9	2.9%	8.1%	

【未受診者対策】
 電話：はがきでの再通知/保健師による訪問動奨/その他

【市町村独自の取り組み】
 1歳半健診でのフォローの場として2歳児歯科健診を実施している。

【子育て支援サービス】
 ◆子育て支援センター：
 一般型 2ヶ所
 連携型 2ヶ所
 気になる子のフォローの場としての利用：なし
 <その他子育て支援サービス> 特になし

【個別発達相談】 令和2年度
 年間回数：36件/年 延べ 18件/年
 担当職種：心理士

【親の会等】
 *「発達障がい者に関する親の会・当事者団体等リスト」(沖縄県発達障害者支援センター) 参照

【療育グループ】

グループ名	
対象児(年齢)	
開催日時	
定員	
実施場所	
スタッフ体制	

【健診後フォロー教室】

グループ名	親子ひろば(前期)	親子ひろば(後期)
対象児(年齢)	1.0歳以上3歳未満	3歳以上の未就学児
開催日時	月に一回	月に一回
定員	6組	6組
実施場所	西原町役場保健センター	西原町役場保健センター

スタッフ体制
 ・町保健師(2名) 事業の運営
 ・母子通園専業あゆみ担当保育士(2名) 小集団活動の運営
 ・心理相談員(心理士1名) 保護者への助言
 ・母子保健推進員(1名) 受付及び託児

【移行支援】
 【移行支援】 特になし

【相談支援事業所】 指定障害児相談支援事業所 4ヶ所

【療育の利用にあたり必要な手続き】
 医師の診断書：
 診断書以外：

【自治体の実施する取り組みや研修】

児童福祉法による障害児通所支援		それ以外の通所支援			
児童発達支援	医療型児童発達支援	保育所等訪問支援	親子通園	単独通園	その他
0ヶ所	ヶ所	ヶ所	1ヶ所	ヶ所	ヶ所

【移行支援】

【気になる子がいた場合に紹介できる支援機関】
 あり
 主な機関名：親子ひろば(健康支援課主催)

【幼児教育・保育施設での独自の取り組み】
 特になし

【療育機関と保育所・園の併行利用】
 ①公立 2人 ②認可 4人
 ③小規模認可園 人
 ④認定こども園 人
 ⑤認可外 人 ⑥幼稚園 人

【保育所】 ※ () 内は療育機関を併用している児の数

公立	認可	小規模認可	認可外	認定こども園	自治体独自の指定園
5ヶ所	10ヶ所	2ヶ所	9ヶ所	1ヶ所	0ヶ所

【障害児保育】
 実施園数：9ヶ所
 実施人数：22人
 <必要な手続き>
 医師の診断書：求める場合がある(内部疾患等があり、医療行為の有無等を確認する必要がある場合)
 診断書以外：心理士の意見書・心理判定書/障がい者手帳や特別児童扶養手当証書は、持っていれば提出してもらっている

【施設支援・巡回支援】
 市町村で独自に予算を立てている(西原町発達支援保育事業)
 <対象施設>
 公立保育所/認可保育園/小規模認可園/認可外保育施設/幼稚園/認定こども園/子育て支援センター/放課後児童クラブ/乳幼児健診会場/その他
 <必要な手続き>
 施設からの希望/保護者からの希望
 <対応職種>
 発達支援保育事業(委託) 臨床心理士 2人
 巡回支援専門員整備事業(常勤) 認定心理士 1人

【自治体の実施する取り組みや研修】
 巡回時に心理士からアドバイスしている。
 【認可外保育園の気になる子を把握する取り組み】
 こども課に常勤する心理士が定期巡回し、保育園からの相談に応じている。
 <認可外保育施設の発達障害に関する研修>

【障害児保育から幼稚園や小学校へ繋げる取り組み】
 園同士の申し送りをお願いしている。

【保育園での気になる子を幼稚園や小学校へ繋げる取り組み】
 園同士の申し送りをお願いしている。

【就園・就学】

【放課後児童クラブ】 令和2年度
 補助金交付対象児童数：11ヶ所
 障害児受入学数：11ヶ所
 「障害児受入推進事業」実施学童数：11ヶ所
 「障害児受入強化推進事業」実施学童数：9ヶ所

保健師の意見書による個別支援(訪問、電話相談等)

